

「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施（運輸安全マネジメント評価）
に係る基本的な方針」の改正に係る運輸安全確保部会審議（2回目）

1. 日 時

令和5年2月7日（火） 14：30～15：30

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室
（WEB審議併用）

3. 出席者

<委 員>

和田貴志（部会長）、山田攝子、三浦大介

<専門委員>

稲葉緑、小松原明哲、酒井ゆきえ、佐藤泰弘、渡辺研司（※）

※を付した専門委員はWEB経由での参加

<国土交通省>

大臣官房：西本運輸安全監理官 ほか

事案処理職員：運輸審議会審議室 宮田、廣井、

4. 議事概要

○ 大臣官房より、運輸安全マネジメント評価（以下単に「評価」とする。）に係る基本的な方針の改正に関し、第1回審議における指摘事項への対応案について、部会報告書のとりまとめ案と一括して説明した。

○ 運輸安全確保部会委員・専門委員からは、
（評価実施の優先順位について）

① 「早期に評価を受けたい」という事業者の希望を考慮することは前面に出さない方針については了解した。ただ、運用上、評価を受けることに前向きな事業者に対する窓口は閉ざさないで欲しい。

（評価に関する一般の方等に向けた周知について）

② 運輸事業者自身が自社の運輸安全マネジメントの取組を公表することを促進する方針については、小規模な事業者は、自社の取組は大規模な事業者ほど十分なものではないと思い、公表に躊躇してしまうことも考えられるのではないか。
③ 運輸事業者が行う公表内容は、制度ではなく評価に関する自社の取組という理解で良いか。

- ④ 先日の審議後に旅行業界の関係者と話をする機会があったが、運輸安全マネジメント制度についての認識はなかった。そのこと自体は一例に過ぎないものであるが、多方面に対して制度について周知を強化していくことの重要性は改めて感じたところである。

(経済的インセンティブについて)

- ⑤ 保険商品に関するインセンティブが縮小傾向にあるとの説明であったが、これは評価自体が行われなくなってしまうということか。
- ⑥ 「安全性の向上」自体がインセンティブになるとの説明について、通常どおり事業運営を行っていけば事故や重大インシデントはそうそう起きるものではないという面もあり、向上ということはインセンティブにならないのではないか。
- ⑦ 例えば、ある事業者では安全の「層を厚くする」という表現を行っているし、「向上」でも良いのではないか。安全性を結果という指標で見るとか、取組という指標で見るとかという違いのかもしれない。運輸安全マネジメントの展開は後者で、その充実により消費者からの選択につながる。
- ⑧ 経済的インセンティブを記載しないという方針は理解したが、今後も検討は続けて頂きたい。

(評価の実施手法)

- ⑨ 経営トップへのインタビューについて、冒頭に実施することでトップの言葉を社員にも聞かせたいという意図もあるとのことであったが、経営トップの安全に対する思いは普段から聞かせておくべき性質のものではないか。
- ⑩ 方針については了解。ただし、事業者の状況によって最適な手法は様々あると考えられるので、定型パターンだけではなく、時には異なる手法を活用することについても検討いただきたい。

(その他)

- ⑪ これは報告書自体に反映する性質のものではないが、最近では運輸事業者における人手不足が深刻化しており、事業者自体の「生産力」が不足していることを前提に、どのように対応していくかを確認していくことは今後の課題ではないか。
- ⑫ 個社の評価結果は公表しないとのことであったが、情報開示請求があった場合はどうか。何らかの活用方策は考えられるか。
- 等について、意見・質問があった。

○ これに対し、大臣官房からは、

- ① 承知した。
- ② 評価等の機会を通じて、自社の運輸安全マネジメントの取組を公表すること、具体的記載をためらう必要はないこと等を周知していきたい。なお、評価を受け

た事実の主眼をおいてしまうと、評価の実施時期によって差が出てしまい評価未実施の事業者が不利となり適切でない。敢えて言えば、自社の運輸安全マネジメントの取組のうち、どのような取組が評価されたのか等を公表することが重要であると考えている。

- ③ その通りである。
 - ④ 承知した。
 - ⑤ 評価自体ではなく、保険商品に関する優遇措置が縮小傾向にあるという意味である。
 - ⑥・⑦ 頂いたご意見を踏まえて、改めて表現を検討する。
 - ⑧ 承知した。
 - ⑨ ご指摘の通りである。普段からの社員への浸透の状況も含め、まずは経営トップから聞き取りを行ったうえで、現場への浸透状況等を確認していくこととしている。
 - ⑩ 承知した。
 - ⑪ ご指摘のとおりであり、ヒューマンエラーの観点だけではなく、ご指摘の生産力不足、すなわち運輸でいえば人手不足に関しても、各事業者における従業員の年齢構成や、技術伝承等についてしっかりと確認し、必要に応じて助言などを行っている。更に、自然災害やテロ対策等の新たなリスクへの対応方法についても、引き続き確認していきたい。
 - ⑫ 非公開を前提に事業者から提供頂いている情報については、開示できない部分はある。事業者の了解が得られる範囲では有益な情報を横展開していくといった取組は行っている。
- のとおり、回答があった。

- 報告書の内容については、大筋で了承が得られたことから、細部の修正に関しては、部会長に一任する方針を決定した。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。